

定款記載事項に関する検討結果

検討項目	検討内容	検討結果	
理事長と学長の関係	一体型・分離型	一体型（理事長＝学長）	
役員	理事長	最初の理事長（＝学長）の任期	継続検討
	副理事長	定数	1人
	理事	定数及び担当制の採用	5人以内とし、担当制を採用 担当制のイメージは次のとおり 教育・学生支援 研究・地域連携 総務 財務・経営 企画・広報・法務・渉外等
		勤務形態（常勤・非常勤の別）	常勤に近い勤務を望むが、非常勤とすることも可とする
	監事	定数	2人以内
		任期	2年
		勤務形態（常勤・非常勤の別）	非常勤
学外者	参画の有無とその人数	副理事長又は理事に最低1人は含むこととする	
理事会	審議事項	「法人化基本方針」に記載の事項	
経営審議会	定数	12人以内	
	構成	「法人化基本方針」に記載の構成	
	学外者の参画の有無とその人数	委員総数の1/2以上とすること	
	任期及び再任の可否	任期2年，再任可（学外者） 役員は当該役員の任期	
	審議事項	「法人化基本方針」に記載の事項	
教育研究審議会	定数	定款に規定せず，法人の規程で定める	
	構成	「法人化基本方針」に記載の構成	
	学外者の参画の有無とその人数	参画することができる規定とする	
	任期及び再任の可否	定款に規定せず，法人の規程で定める	
	審議事項	「法人化基本方針」に記載の事項	
学長選考会議	構成	経営審議会及び教育研究審議会から同数選出	
	定数	各3人	
	学外者の参画の有無とその人数	学外者が含まれるようにしなければならない	
業務の範囲	業務の範囲	「法人化基本方針」に記載の範囲	
出資財産の範囲	出資財産の範囲	継続検討	

「法人化基本方針」における記載については，裏面参照。

【理事会の審議事項】

- イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
- ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- ハ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- ニ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項
- ホ 法人の基本的な規則及び重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ヘ 職員の人事及び評価に関する事項
- ト 大学の自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
- チ その他理事会（仮称）が定める重要事項

【経営審議会の委員構成】

理事長，副理事長，理事長が指名する理事又は職員及び法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもの

【経営審議会の審議事項】

- イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち，法人の経営に関するもの
- ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち，法人の経営に関するもの
- ハ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- ニ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項のうち，法人の経営に関するもの
- ホ 法人の基本的な規則（法人の経営に関する部分），会計規程，役員報酬や職員給与等の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ヘ 職員の人事及び評価に関する事項（教員については，法人の経営に関する事項に限る。）
- ト 組織及び運営の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
- チ その他法人の経営に関する重要事項

【教育研究審議会の委員構成】

学長，副理事長，学長が指名する理事，学部・研究科等の教育研究上の重要な組織の長及び学長が指名する職員 等

【教育研究審議会の審議事項】

- イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち，大学の教育研究に関するもの
- ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち，大学の教育研究に関するもの
- ハ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項のうち，大学の教育研究に関するもの
- ニ 法人の基本的な規則（大学の教育研究に関する部分）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ホ 教員の人事及び評価に関する事項
- ヘ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ト 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
- チ 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- リ 教育及び研究の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
- 又 その他大学の教育研究に関する重要事項

【業務の範囲】

- イ 大学を設置し，これを管理すること
- ロ 学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと
- ハ この法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他この法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと
- ニ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること
- ホ 大学における教育研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること
- ヘ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと